通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。 尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、一般質問を議長の許可を得ましたので、行いたいと思います。 私は、今回、消防団員の報酬、それから死亡手続、未婚ひとり親家庭、身体障害 者雇用、過労死防止、市庁舎のサービス・利便性の向上、森林環境税について、7 項目にわたって質問をさせていただきます。いずれも市民生活にとっては重要な課 題でありますので、執行部の前向きな答弁を求めておきたいと思います。

まず、消防団員の報酬支払いについてであります。

消防団は、消防組織法に基づいて、各市町村に設置され、一般市民で構成されている消防機関であります。入団や退団は自由で、火災が発生した際に消火活動や人命の救助をすると。1956年に全国に約180万人いた消防団員の皆さんが、2017年4月時点では85万人に減ってきております。それでも消防職員に比べると5倍以上の動員力は高い状況にあります。

特に消防署が近くにない場所では、消防団の方が現場に早く到達することが可能で、消防隊が駆けつける前の消火という重要な役割を担っております。このように日常の消火活動に誠意を持って活動される皆さんに、まず敬意を表したいと思います。

しかし、最近の報道、神戸新聞や毎日新聞によりますと、これは岡山市で幽霊消防団員、2015年から16年度、一度も活動していない348名の消防団員に、計1,460万円の報酬を支出していたということが明らかになっております。

岡山市は、この348名、全消防団分団が原則参加する年1回の訓練大会やその練習にも参加しておらず、幽霊団員の可能性があり、公金の流出、緊急時の団員不足などにつながりかねず、市消防局は実態調査をしているところであります。

市消防局によりますと、市消防団には、17年度4,577名、全99分団に所属している。しかし、市は活動実績がないにもかかわらず、各団員に年2万1,000円、一般団員ですね、報酬を支払っておりました。また、団員が出動すると、各分団長が市に報告し、出動に応じて市が団員に手当を支給する。全分団が、原則参加して、消火技術競う年1回の操法訓練大会などにも参加も支給対象になっております。

その結果、15年から16年度で全体の8%にわたる348人が出動訓練参加の報告がゼロだったことが判明しております。

消防庁の通達によりますと、報酬・手当は団員個人の口座に振り込むことになっているが、消防団の関係者によると、実際には分団側が口座を管理しているケース

が少なくない。市消防局は、緊急時にどれだけの団員が配置できるのか、正確に把 握する必要がある。実態を調査し、改善を検討したいと言っているそうであります。

神戸市においても、10分団が団員報酬を全額集め、懇親会費などに充てていたということであります。また、手当を含む報酬全額を分団活動に充てることを入団の条件にしていたそうであります。

そこで質問させていただきます。岩出市において、このようなことはないと私は 思っておりますが、現在の支給方法についてどのようにされているのか、まず第1 点お聞きをしたいと思います。

2点目は、各自治体で問題になっていることに対する市の認識はどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。もし仮に、消防署の通達以外のことをやっているということになるのであれば、今後の方針、対策についてご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員ご質問の1番目、消防団員の報酬について、1点目から3 点目まで一括してお答えいたします。

現在、消防団員への手当は、副分団長以上については個人に対し、部隊長以下の団員については、団員から各部隊長に対し委任状を提出し、部隊隊員に支給しております。

神戸市等で団員報酬の支払い方法等について問題になっていることは、市として も認識しております。

そこで、今後の方針、対応についてですが、消防団員への手当は本人に直接支給 されるべきであるということを踏まえまして、消防団とも調整を行っており、次年 度から団員の個人口座へ振り込みとしてまいります。

- ○吉本議長 再質問を許します。
  - 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、総務部長から答弁をいただきました。

結局、今までは、団員、副団長、いわゆる特定の人の口座に報酬を払って、それからという使い方をしてたという事実がここで明らかになったと思うんですが、この前も窓口で、最初のときにお話をしました。平成30年1月19日の消防長官の各市町村県議会議長宛てに、知事宛てに、通達重点事項として出ている件でありますが、ここには消防団員に対する年額報酬等の支払い方法については、組織法第23条の規

定に基づき、各地方公共団体の条例で定めているところ、年額報酬等はその性格上、本人に支給されるものであることを踏まえ、適切に支給するということがうたわれております。

現在、岩出市は、いわゆる個人に支給をしてなかったということでありますから、 明らかに違法な手続であったという認識であろうと思うんですが、それについて再 度お聞きをしておきたいと思います。

そして、今後については、先ほど総務部長から答弁いただきましたように、個人の口座に振り込みをするということを確実に早急に実施をしていただきたいと思っておりますが、それについてご答弁をください。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、支給方法について、今まで違法な手続であったのではないかということでございますが、これは確かに通知に基づく、いわゆる各個人の口座に振り込みということはしていなかったのは事実ではございますが、いわゆる個々の団員には、この委任状を提出してもらっての支給で、個々の団員に支給はされているところでございます。しかしながら、通知に基づかない方法であったということは、今まではそうであったと思います。

今後の方針、対応については、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、次年度からは団員の個人口座への振り込みとしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度確認をしておきたいと思います。

岩出市消防団条例の手当第15条、これに伴って、団員には次の手当を支給するということでありますが、その中で、団長、副団長、団長が8万円以下、副団長が6万円以下、分団長が5万9,000円以下、副分団長が4万3,000円以下、部長が3万2,000円以下、班長が2万5,000円以下、団員が2万5,000円以下と。出動手当は年5,000円以下と。それは個人の口座に振り込んで、ただ、技術手当という特別機動隊、年3万円以下、それから特別機動隊以外の部の年7,000円以下、訓練手当特別機動隊、年5万5,000円という手当の支給があるわけですが、これらについて、どのような処置をしていくのか、支給を、再度確認をさせてください。

それから、この委員の手当に関して、特別非常勤公務員についてもそのような同

様の支給方法があるんではないかと疑わざるを得ないんですが、これについてある のかないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

1点目は、いわゆる消防団員に対する条例に基づく手当の支給方法の確認であったと思いますが、15条にある団員手当につきましては、それぞれ各団員の個人口座へ振り込むということにいたします。

あと、技術手当等で、特別機動隊とか、そういった、いわゆる部隊のところについては、部隊の代表者にその手当を支給するということになります。

もう1点、他の委員会等で、同様にまとめて支払っていることはないのかという ご質問があったかと思いますが、他の委員会の報酬については個人への支払いとな っております。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。 続きまして、2番目の質問をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 2番目の死亡手続についてであります。

今、岩出市においては、年間約370名から400名近い方が、1年間、お亡くなりになっております。これからも少子高齢化の中で死亡される、亡くなられる方は、だんだんふえてこようという実態にあろうと思うんですが、市民からはどこの窓口に行けばいいのかわからない。何度も同じことを言わなければならない。時間がかかる。何枚も書類を書かなければならないといって、とても疲れるというようなさまざまな声が寄せられております。

個人の条件で必要な手続には異なりますが、悲しみの中、何をすればよいのかわからない人、手続に時間がかかり、途中で帰る人や書類の多さに苦労する人が多くおられます。窓口で必要な手続を精査をして、関係書類の申請を一括して作成した後、各課に案内する仕組み、あるいは今後、これらの人たちの遺族の皆さんの手間を少なくしていく。そして、手続のワンストップでスムーズに完了できるようにしていくべきはないかと考えております。

そこで質問させていただきます。岩出市役所内での手続一覧はどうなっているのか。各担当課においてどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、他の自治体においては、お悔やみハンドブックの配布やお

悔やみコーナーを窓口に設置をして、利便性の向上を図っているところがあります。 これらの点について、岩出市においても市民のサービス向上に向けてどのように取 り組みをしていくのか、岩出市のお考えを聞かせてください。

- ○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員のご質問の2番目、死亡手続についての1点目、市役所内での手続一覧はどうか、各担当課での内容はどのようなものであるのかのご質問にお答えいたします。

死亡に伴う手続につきましては、まず、市民課において死亡届の届け出時に、関係各課における手続内容、必要書類、期限、担当窓口を記した一覧表を手渡ししております。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続を行っていただいております。

主な手続といたしましては、税務課では納税義務者の変更手続、保険年金課では 葬祭費支給申請、後期高齢者医療もしくは国民健康保険の喪失手続、長寿介護課で は介護保険資格喪失手続、福祉課では身体障害者手帳の返還手続、上下水道課では 給水装置使用者変更手続、農業委員会では農地の権利取得手続などがございます。

続きまして、2点目、お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設で、利 便性の向上を図ってはという質問についてお答えいたします。

お悔やみハンドブック及びお悔やみコーナーの新設につきましては、窓口業務改革として、死亡関連手続に一元的に対応する総合窓口を導入されている市もあることは承知しております。当市におきましては、市民課に総合案内を設置し、ご遺族の方に必要な手続の担当窓口を案内しており、各窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

また、岩出市ウェブサイトにおきましても、お悔やみのページを設けており、ご 遺族の方に必要な手続の案内を行っております。

今後も他市のさまざまな取り組みを注視しながら、市民サービスの向上に努めて まいります。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。私は、この死亡されたご遺族の皆さんが、 市の窓口へ来て、そういう手続をする上において非常に複雑で多岐にわたっており ます。提出書類も、私が調べる限りでは、少なくとも20から30あるんではないかと

言われております。

この手続の一番の手続をお悔やみコーナーとして設置しました大分県の別府市、 これ、年間多くの方が亡くなられております。別府市では死亡に関する届け出、最 大で13課合わせて60種類の書類が必要になっているということを言われております。

それから、新座市では、平成29年度、1,300人を超える死亡届が提出されておりますが、ここにおいてもお悔やみコーナーを設置をして、ワンストップでこれらの手続が完了できるように、短時間で完了できるような体制をとっておられます。

岩出市においても、今後、死亡者が増加、少子高齢化の中で死亡者がふえてくる ことは間違いありません。そういう人たちのために、市の行政としてサービス向上 に一役果たしていただきたい。

それから、今、部長のほうでお悔やみの必要書類ですか、ウェブサイトでということなんですが、死亡火葬許可書を取りに来られたときに渡していますよということなんですが、一覧表にして、できたらお悔やみハンドブックというものを新しくつくって、そういう人たちの利便性向上に実施していただきたいと、そのように感じておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、総合案内、ワンストップ窓口にする予定はというご質問であったかと思いますが、現在、高齢者や体の不自由な方など配慮が必要な場合は、各担当窓口職員が連携し、1カ所で手続が済むよう案内させてもらっております。

今後につきましても、全ての来庁者の方が利用しやすい窓口になるよう取り組んでまいります。

なお、当市の死亡者数ですが、これは尾和議員も質問の際におっしゃっていましたが、平成29年度で465名なんですけども、約1日1名程度という状況でございますので、現時点では、先ほど申しました形で個別対応ができる状況であるということで、現在の方法で窓口対応を進めたいと考えてございます。

続きまして、もう1点、お悔やみハンドブックの作成についてということでございますが、今現在、先ほど答弁の中でも申しました担当窓口を示した一覧表を策定しておりまして、これは手続内容とか期限とか、割と簡潔に書いた形で、1枚物のペーパーにおさめておりますが、この内容につきましても工夫ができることがあれば、もう少し説明をするとか、そういういろんな工夫というのは、今後検討してい

きたいと考えてございます。

- ○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 今ご答弁いただきました。ぜひ別府とか新座市とか、他の地方自治体を 参考にして、よりよいものを岩出市においても作成していただきたいと。そして、 窓口に常設をしていくということを求めておきたいと思います。最後にご答弁をく ださい。
- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しましたが、窓口の対応につきましては、現時点では現状のままの対応 とさせていただきたいと考えております。

それと、今現在、当市で死亡手続に来られた方にお渡しをしております一覧表に つきましては、工夫できるところは工夫をして、改善等を検討いたしたいと思いま す。先ほどの答弁のとおりでございます。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。 続きまして、3番目の質問をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 次に、未婚ひとり親家庭、いわゆるシングルマザーの家庭についてのご 質問をさせていただきたいと思います。

この質問は、過去、私も何回かやってきておるんですが、最近、特に国会等でも この問題を改善していこうという動きが出ておりますので、岩出市におけるひとり 親、未婚シングルマザーの問題について、再度質問をさせていただきたいと思いま す。

近年、ひとり親家庭の子供の貧困が深刻化をしております。死別やDV、経済的困難、さまざまな事情でひとり親となりますが、結婚しないで出産する未婚のひとり親の割合もふえてきております。その内容は、離婚や死別、未婚出産でひとり親となった人と未婚の中でも一度も結婚歴がない未婚のひとり親であります。

支払う税金や出費が大きく変わり、これが差別と言えるものであります。一度も 結婚歴がない未婚のひとり親だけ所得税や住民税が軽減される寡婦控除を受けられ ないのであります。それは日々の生活を困窮させ、子供の生活に大きく影響します。 この件について、私は全国的には、今、声の拡大が広がっておりますが、子供には どこにも責任はありません。

そこで、岩出市の対応をお聞きしたいと思います。ひとり親の子供たちを貧困から守るため、一度も婚姻歴がない未婚のひとり親世帯にも等しく寡婦控除を適用していただきたい。それから、非課税世帯の対象にも含めていただきたいと考えております。

また、ひとり親家庭の寡婦控除に男女での控除適用要件の差、ひとり親になった 理由の内容について、適用要件に差をつけることをやめ、ひとり親皆平等にしてい ただきたい、そのように思っております。

そこで質問をさせていただきます。この寡婦控除というものは、戦後、戦地で亡くなられたご主人、奥さんのために設けられた寡婦控除がスタートであります。

そこで、1番目に婚姻履歴者のシングルマザーとの格差はどのぐらい、現在あるのか。

2番目に、格差是正に向けて、岩出市の対応、方針はどうか、ご答弁をください。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の3番目の質問にお答えいたします。

1点目、婚姻暦のある人とシングルマザーとの格差はどのぐらいあるのかについてでございますが、住民税における差につきましては、所得や控除によって変動しますが、寡婦の方は合計所得金額が125万円以下で非課税になります。また、扶養親族である子がいる方の寡婦控除は30万円でありますので、単純に計算しますと、所得割の税率10%を掛けて3万円の差ということになります。

2点目の格差是正への対応、方針はどうかについてですが、現在、包括の議論も 行われておりますが、そういった取り組み、税制改正後に法に基づき対応してまい りたいと考えてございます。

○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。

○尾和議員 実質的には3万円の差ということなんですが、私が試算しますと、これ、 総務部長ね、大体20万ぐらいの差があるんですよ、いろんなものを含めると。それ はなぜかといいますと、保育料とか、そこでの適用がないのということで、それら もろもろを入れると20万ぐらい、その個人差はあるんですが、ほぼ20万ぐらいの差 が出てくるという実態でありますので、この点を考えていただいて、今、余り積極 的な答弁ではなかったんですが、埼玉県の朝霞市では、もう既に10年ぐらい前から、 みなしとしてシングルマザーについては寡婦控除をやっているということで、市民 税や住民税、ここらについても控除をしているという実態もあります。これはほか の市も地方自治体のほうもだんだんふえてきておるんですよ。

そういう影響を受けて、今、国会で議論になっているのは、控除をしましょうと。 そして、さらに手当として1万5,000円ですか、新設をするんだということですか ら、法律が通常国会で通れば、そのようになると思うんですが、ぜひ岩出市におい ても積極的に前向きに、この控除規定というものを適用して、シングルマザーの皆 さんの生活を守っていくという姿勢をとっていただきたい、そのように思っており ますが、市の答弁を求めます。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 生活福祉部長。
- ○山本生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

寡婦控除の関係で、福祉部に関するところでございますが、児童手当については、本年度6月以降、それから児童扶養手当については8月以降、それから保育所等の利用者負担については9月以降、それぞれ各法の改正により寡婦控除のみなし適用がなされました。これにより全国的に寡婦控除による格差は解消されたと考えております。

以上です。

- ○吉本議長 再々質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 私がこの提案をしたときには、全然前向きでなかったんで、全体的には 運動の中でこういうことが実現したということで、私も喜んでいるんですが、今後 も、さまざまな問題について先取りをして実施できるように決断をしていただきた い、そのように思っております。

あれば、なかったらいいですよ。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。 続きまして、4番目の質問をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。身体障害者雇用の問題であります。
  - 9月議会において、私はこの問題について質問をさせていただきました。岩出市は法定雇用率が不足をしていると。その人数は1名であるということを明らかにさ

れましたが、その際、充足するための計画や予定を明らかにされませんでしたので、 再度、具体的にお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、今後、1名の雇用計画のスケジュールをご答弁ください。

2番目に、既に雇用されているのであれば、いつ雇用したのか、それもあわせて ご答弁ください。

- ○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の身体障害者雇用についてのご質問にお答えいたします。 障害者雇用率の充足のための今後の計画でありますが、来年度中に障害者向けの 採用試験を実施する予定にしております。

なお、障害者雇用率を早期に達成するためにも、可能であれば年度途中からでも 採用はしたいと考えているところでございます。

2点目、ですので、現在のところ、まだ補充はできておりません。

〇吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

- ○尾和議員 総務部長ね、もっと具体的にご答弁いただけませんか。来年度中予定であると。しかし、年度途中でもやるよということなんですが、市の広報等、雇用をするということをしない限り、応募者もないわけですから、いつやるのか、いつそれを実施するのかということをご答弁ください。
- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

雇用をいつまでにするのかということで、最初に、来年度中に障害者向けの採用試験を実施する予定にしておりますということでお答えをいたしました。これにつきましては、採用するに当たり、こちらでの受け入れ体制あるいは仕事内容等、今現在、どういったことができるのか検討中でございます。その検討が早く済みましたら、年度途中からでの採用ということに踏み切りたいとは思いますが、今、そういった関係で種々検討をしているところでございますが、これは現時点では雇用率を充足していないということですので、来年度中には必ず実施をするというふうに考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 何回も同じような質問なんですが、苦言を申しておきますと、この質問したのは、私、9月にやる前にもやっております。9月議会から10、11、12、もう既に3カ月経過しているわけですよ、ほぼ。しかし、今みたいな答弁であるので、私はおぼつかないなと思っております。

早期に実施をして、募集要綱を出して、充足するように万全を期していただきたい、そのことをご答弁ください。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

採用試験の早期実施については、市といたしましても、可能であればそういうことで採用試験を実施したいというふうに考えております。それは先ほどからの答弁でもお答えしたとおりです。

ただ、いろいろと定員の関係とか、組織の関係、それと、どういう受け入れ体制ができるか、あるいはどういう職種にできるかとか、そういった点で、まだ少し検討する必要がございますので、それは検討が済み次第、できるだけ早く採用試験を実施したいということで考えてございます。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。 続きまして、5番目の質問をお願いいたします。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 過労死防止の問題についてお聞きをしたいと思います。

先日、過労死防止のセミナーがありまして、私もビッグ愛のほうに足を運んでお聞きをしてまいりました。過労死とは、働き過ぎが原因になって引き起こされる死です。長時間労働による疲労や精神的負荷が過度に蓄積されて、心身の健康を損ない、ついには死に至るとされております。これ、電通事件でも最高裁の判決がおりたところであります。脳内出血や心筋梗塞など身体に破綻するのが過労死、鬱病の発症など、精神が破綻するのが過労自殺、過労自死であると言えます。

過労死、過労自殺は、無理して真面目に働いている人たちを突如襲い、大切な人を突然奪ってまいります。家族の心配は突然現実のものとなるのであります。

過労死が、近年、特に問題になっておりますが、1998年から13年連続で毎年3万人を超える労働者の皆さんが、自殺をしたり過労死で亡くなっております。相当数の自殺がこの中に含まれているのであります。

今や交通事故の死亡者、年間1万人を下回っておりますが、それをはるかに超え

る現実が、今の日本の中で起きているのは、我々もそうでありますし、皆さんも御存じだと思うんですが、厚生労働省は、過労死、過労自殺の認定基準を作成して、一定の要件を満たした過労死、過労自殺を労働災害として認定をしているところであります。

最も労災請求がなされない事案は氷山の一角で、重い後遺症害が残った場合や自 殺未遂も含めると、過労死、過労自殺の犠牲者は、それをプラスして、数万人に達 すると考えられております。

また、過労死の認定基準とされている週40時間を超えて時間労働が1カ月100時間、または2カ月以上平均して80時間を超えて労働している人々は、数百万人と言われております。先日も新聞報道等で問題になって、国会でも問題になっておりましたが、外国人の労働力を受け入れるということで、さらにこの事案がふえるんではないだろうかというように私は危惧をしております。

そこで、過労死防止に向けた問題で、一番問題なのは、1番目に、現在、超過勤務及び労働基準法36条、いわゆる36協定違反は、岩出市においてはあるのかないのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、有給消化率の向上のための対策、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、来年の2019年4月から労働基準法が改正になりまして、これに対する岩出市の方針はどのように構築をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の過労死防止についてのご質問の1点目、現行の超過勤務 及び36条違反についてはどうかについてお答えいたします。

超過勤務時間についてですが、10月末現在で職員の累計は2万7,954時間となってございます。36協定についてですが、平成30年度でクリーンセンターにおいて協定を超える時間外勤務をしている月が5月と9月の2カ月あります。これについては、今後、労使で改善に向け協議を行ってまいります。

ご質問の2点目、有給消化率の向上のための対策はどうかについてお答えいたします。

年休の切りかわりの際に、所属長に対し、年次有給休暇をとりやすい雰囲気の醸成や環境整備に努めていただくとともに、所属内に積極的な取得の周知を依頼して

いるところであります。今後も職員の健康管理の観点からも、取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

3点目、労働基準法の改正に伴う岩出市の方針についてはどうかについてお答えいたします。

法律の改正で、年次有給休暇を5日以上取得しなければならないというふうになりました。ワーク・ライフ・バランスの観点からも、職員が年次有給休暇を5日以上取得するようにしてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 労働時間については、私は、基本的には週45時間、年間360時間を限度とするということがうたわれております。しかしながら、岩出市においては、今、総務部長が答弁されたように、36協定もいまだに守ってない。これはどういうことなんでしょうかね。コンプライアンスそのものでも、いわゆる市行政として、最も法に従って仕事をすべきこの地方自治体が、このていたらく。私は、管理監督責任者の責任やと思っております。

この36協定違反をなくしていくという強い信念がない限り、労働違反を起こしていくということになるわけですから、この点については、今後、逐一チェックをしてまいりますが、行政のほうで事業主である地方自治体がそういうことのないようにやるべきであると。現に注意喚起をしておきたいと思います。

それから、労働基準法の改正で、今、部長が言われた2019年、来年の4月から全ての企業において、年10日以上の年次有給休暇を付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日について、使用者が時期を指定して取得させなければならないということになってきております。これは法ですから、必ず管理者が、年有給休暇を10日以上取得している職員の皆さんには、年5日有給休暇を取得させるという強い決意をここの場所で表明をしていただきたい思います。よろしくお願いします。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 クリーンセンター所長。
- ○山本クリーンセンター所長 ただいまの尾和議員の再質問に答えさせていただきます。

クリーンセンターで36協定の時間超過と言われておりますが、実は、これは平日、 超過勤務違反というのは、5月、9月、平日の日に祝日がある月でございます。こ れにつきましては、労使協定の中で、法律では、週40時間を超えていなければ、月45時間の上限の算定に含まなくてもよいというふうに規定をされておりますが、協定の中で、一応含むという協定になっておりましたので、労使間の協定の言葉の間違いというか、そういうふうにやっておりましたので、平成31年度においては、労使の協定を法律どおり、平日の休日は週45時間の上限の算定に含まないような協定に変更いたします。

現在、平成30年度につきましては、単に協定書において、祝日、休日の取り扱いの相違であるということになっておりますので、労働基準監督署において確認したところ、協定書を変更すれば、法律違反にならないという回答でございますので、そういうふうに平成31年度からはやらしていただきます。

今、俗に言う過労死とか、世間で言われているブラック企業のような超過勤務の 実態では全くありませんので、それは強く言っておきます。

- ○吉本議長 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

2019年4月からの労働基準法の改正に伴い、年次有給休暇5日を取得するということになっているということで、それについて必ずするという決意表明をということでございました。

先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、法律上、年次有給休暇を5日以上取得 しなければならないということに、来年4月からなりますので、当然のことながら、 職員には5日以上、年次有給休暇を取得させるようにします。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 36協定というのは、年度初めに結んで、それを守るというのが原則です。 それに抵触しておるのは違反なんですよ。なるべく時間外労働を減らしていくとい う基本で、監督署に相談したら、抜け道はこうしたらいいですよという、そしたら 違反になりませんという、こういうやり方じゃなくして、少なくとも長時間労働を 減らしていくという基本に立って、45時間の360時間、これを守っていくいう姿勢 がないと、いつまでたっても超過勤務というのは減りませんから、その点を一言つ け加えておきたいと思います。

それから、これは国会でも問題になったんですが、勤務間のインターバル制度、 これについても、インターバル制度で、少なくとも 9 時間、24時間、 9 時間を休ま せるという制度の実施がされようとしてきておりますので、ここも含めて、なるべ く職員の皆さんが健康でいろんな病気にならないように、体制づくりをあわせて要請をしておきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの36協定の話なんですけども、これは確かに、今年度は、いわゆる平日の祝日について、これはクリーンセンターでは、協定で算定に含むということにいたしておりますので、いわゆる祝日が多い5月と、あと9月に協定違反ということに起因になりました。本来であれば、これは協定から外して、算定の際は外して協定を結ぶということもできるということでございます。

もし仮に、これがこのままいきますと、例えば、来年の5月に10連休が予定されておりますが、そういった場合はどのようにしても、それを守れなくなるようなこともございますので、そういった点で、今年度は、確かに労使交渉の協定ではそうなっておりますが、来年度はその部分を直すということで、単に超過勤務を容認するという、そういう考えでの協定の見直しではございません。

それと、職員の超過勤務についてですけども、インターバルの話が出ておりましたが、現実的に、例えば、災害が起こった場合は、どうしても、市としては24時間体制でいく中で、それは職員の当番制とかを決めておりますので、過剰な超過勤務になるようなことはないように、そういうふうな体制も整えておりますので、そこは十分注意をしているということでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6項目めの質問をさせていただきます。

市庁舎の市民サービス向上に向けての問題点を上げさせていただきたいと思います。

この課題は、いかに市民の皆さんが来庁して、スムーズに要件を済ませお帰りいただくかであります。市庁舎は最も求められるのが、利便性であると考えております。また、市職員の働く職場環境の改善や福利厚生の面からも常に考えておくべき課題でもあります。私は、その点から考えて、以下9項目にわたって提案をしてみたいと思います。

市長は、そんなこと言われなくても改善していると思われるかもしれませんが、

以下の点を質問させていただきますので、市民目線で答弁をしていただきたいと思います。

まず第1点は、休憩室並びに男女の更衣室及び食堂室についてであります。

休憩室、それから男女の更衣室、現在ある岩出市役所庁舎内の更衣室というのは、 女性に比べて、男性はあれが更衣室かなというような状況であります。それから、 食堂もありましたが、食堂が管財室に変わりまして、食堂がないという、この実態 になっております。昼休み、市民の皆さんが窓口に来られて、職員の皆さんが自席 で弁当を広げて食べておられる姿をよく見ますが、あんまりいいもんではありませ ん。市職員も必要な食堂において食事ができる、こういう環境をやっぱりつくって いくべきだと。福利厚生の一環として、基本的には考えております。

男女の更衣室、休憩室、これらについて市の考えをお聞きをしたいと思います。 それから、2番目のトイレの問題でありますが、トイレの表示、北から入ったと ころのトイレの表示が見にくいという苦情を聞いております。トイレの表示、改善 をすべきではないかというふうに思っています。

それから、不足状況についてですが、今まで南側にあったトイレが、市民の皆さんが使えないということで、現状では北から入ってきたところの男女のトイレしかないのが、1階の庁舎の現状であります。不特定多数の皆さんが市庁舎に来て、トイレがどこにあるのかというような状況は余り好ましくありませんし、やはり見やすいところにしていくと。不足の状況を考えますと、これからどんな状況で、市民の皆さんが災害時に来られるかもわかりません。そのことを考えますと、不足状況にはあるんではないかというように思っておりますので、これを改善する考えはないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、緊急時、対応として、できたら一角に常備へルメットの完備を、全員にというわけにはいきませんが、少なくとも10個ぐらい、必要なところにヘルメットをかけておくと。いざというときには、それを市民の皆さん、自由に使ってくださいというような体制があってもいいんではないかというふうに思います。これは海南市役所で完備をしているというのを聞いておりますので、これはいいことだなと。岩出市においても、そういう点ではヘルメットをすぐ使えるような状況にしておくことが求められると思いますので、それをお聞きをしたいと思います。

それから、庁舎内の案内についてでありますが、北から入った正面のところに、 平面図で表示をされております。それから、エレベーターのところにも表示があり ますが、これは非常に、岩出市庁舎は継ぎはぎだらけで、迷路状態になっていると いうことは、私もそうですし、私自身もいまだに迷うところがあるんですが、迷路をなくすために、市民の皆さんが、動線を書いて、入ったところから、その動線に従って自分の必要なところに行けるような表示を、これ早急にやっていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

それから、5番目に、市三役、市長、副市長、教育長、市庁舎に現在おられるのか、出張中なのか、不在なのか、こういう表示をぜひ設けていただきたいと。今、各地方自治体では既にやっておりますので、岩出市においても表示をしておくべきではないかと考えておりますので、市の答弁を求めたいと思います。

それから、6番目なんですが、職場内の私物の持ち込み、あわせて不要な物の整理整頓、これ、私、先日、県庁のほうへ参りまして、県庁へ以前行ったら、廊下のところにロッカーを並べて非常に煩雑な状況になっていたんですが、この前行ったら、きれいになっておりました。市町村課で聞いたら、全部整理したんだと。ああ、これいいですねというふうに思いました。通路は通路として確保しておく、これが大切だと思います。

岩出市庁舎においても、2階の総務から入った南側のところには、必要な物、必要でない物、これを区別して、長期に使わない物については倉庫に保管をする。通路をいざというときに自由に使えるような体制にしておくべきだと、そのように考えておりますので、この問題についてお聞きをしたいと思います。

それから、職場内の私物ですが、公の政党の新聞を勤務中に読んでいるということは、これはあってならないと私は思っております。自分の物は自宅で読むということが求められると思いますので、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、7番目に、南庁舎のAEDを配備をしておく必要があるんではないかと思います。現在、北から入ったところに配備をしておりますが、先日、危機管理のほうにAEDどこに置いていますかと聞いたら、ええ、どこやったかなという職員がおられました。これではAEDの配備をどこにあるのか、危機管理課の担当者も知らない。南庁舎にありますかと聞いたら、南庁舎にはどうやったかなというような返事でした。これではAEDの配備の問題について、全体の共有した状況にはないんではないかなと。南庁舎においても距離がありますから、あそこにも1台設置をしておく、そういうことが求められる、私はそう考えておりますが、お聞きをしたいと思います。

それから、8番目に、自転車、単車の置き場、きょうもちょっと若干雨は降って おりますが、単車のサドルのところ、自転車のところ、雨ざらしになっているとい うのが実態であります。市役所に来られる市民の皆さんは、我々から言いますと、 市の職員から言いますと、お客さんであります。大手の量販店等では、自転車置き 場、単車置き場というものを設けて、そういう施設をつくっておるわけであります が、岩出市庁舎に来られる市民の皆さんにも、そういう雨よけひさしの設置を北か ら入ったところに必要な数を置けばいいんではないかというふうに考えますが、市 の考えをお聞かせください。

最後になりますが、年明けしますと確定申告の時期になります。確定申告になりますと、駐車場は不足状況になろうと思うんですが、これに対する市の対応、どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員ご質問の6番目、市庁舎のサービス向上についてお答えします。

まず1点目、休憩室、男女更衣室及び食堂室について、お答えいたします。

休憩室については、昨年度まで庁舎にあった食堂を廃止し、南庁舎 2 階に職員が 休憩及び食事がとれるように新たに設置いたしました。また、男子更衣室について は庁舎 2 階に、女子更衣室について庁舎 1 階にそれぞれ設けおります。庁内の配置 については、執務スペースや通路、会議室など、包括的に考慮して決定をしてござ います。

次に、2点目のトイレ表示及び不足状態についてにお答えいたします。

トレイの表示については、トイレ前に表示があるものの、通路等の見やすい位置 には表示ができていないため、利便性も考慮し、今後検討してまいります。

なお、トイレの不足状況につきましては、南庁舎が新たに建設されたことに伴い、 昨年度より1カ所増加していること、それと、現状でも市民の方々がトイレに並ん でいるような状況も見受けられないことから、現在、トイレは不足していないと考 えております。

次に、3点目の緊急時の対応として、常備ヘルメットの完備をについてお答えい たします。

地震等の緊急時は、被害を最小限にすることが第一と考えることから、平成28年度の地域防災訓練でシェークアウト訓練というのを行っております。シェークアウト訓練といいますのは、姿勢を低くして、頭を守り、動かない、こういった動作をとることにより命を守るものです。議員ご提案のヘルメットの配備も有用とは考え

ますが、すぐにどこに対応できるシェークアウト、これの普及を図ってまいりたい と考えてございます。したがいまして、現在、ヘルメットの配備というのは考えて ございません。

次に、4点目の庁舎内について、いわゆる迷路対策としての動線の表示について お答えいたします。

庁舎内の案内については、正面玄関前などわかりやすい位置に全体の案内図を設置し、少し入り組んだ箇所では適宜案内標識等を設置しております。また、市民課窓口及び福祉課前階段横には全体案内図を縮小した持ち運び可能なサイズのフロアマップも設置をしてございます。

今後も引き続きご利用いただきやすい庁舎となるよう環境整備に努めてまいります。

次に、5点目の市三役の在庁・不在の表示について、お答えいたします。

現在、三役の各執務室内には、在室・不在の表示を行っておりますので、新たな 設置というのは考えてございません。

なお、訪問等に関しましては、お問い合わせいただければ、所管の窓口において 確認をさせていただきます。

次に、6点目の職場内私物の持ち込み、不要な物の整理・整頓についてお答えい たします。

不要な物の整理・整頓については、ロッカーや収納棚を設置し、整理・整頓に努めておりますが、議員ご指摘のあったところについても、引き続き市民の通行の妨げとなるようなことがないように取り組んでまいります。

また、勤務時間中に政党の新聞を読んでいるというようなご指摘がございましたが、これについては勤務時間中にはそういったことのないよう取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、7点目の南庁舎にAEDの配備についてお答えいたします。

南庁舎にはAEDを配備しておりませんが、庁舎1階の正面玄関前にAEDを1 台設置しております。南庁舎にもAEDの配備をということでございますが、距離 的には、今のところ、それほど離れてもございませんので、対応できる範囲にAE Dがあるということで、現在設置する予定はございません。

次に、8点目の自転車及び単車置き場に雨よけのひさしの設置をについてお答え いたします。

現在、正面玄関東側と守衛室前の駐輪場に雨よけがございます。東側駐輪場には

ございませんが、現在の利用状況等から考えて、設置をするという予定はございません。

最後に、9点目の確定申告時の駐車場不足対策についてお答えいたします。

南庁舎を建設した際に、あわせて周辺の造成を行い、駐車場を拡張いたしました。 それにより駐車区画が80区画増加しており、現在328区画あります。確定申告の受け付け期間中で、特に来庁者の多い日は、例年どおり、他の場所に駐車場を借りて対応する予定でございます。また、職員には公共交通機関を使用するなど周知し、車の乗り合わせ等、それを周知し、少しでも駐車スペースを確保できるように努めてまいります。

- ○吉本議長 再質問を許します。尾和弘一議員。
- ○尾和議員 総務部長の全く誠意のない、ゼロ回答の答弁で、私はあいた口が塞がらないんですが、トイレの問題、これ、トイレの個数については、男子、最大で同時に就業する男性が60人以内に1個、男子小便が30人以内に1個、女子用便所が同時に就労する女性20人に1個というように基準はあるんですが、市役所というのは不特定多数の方が参られるわけですから、そういう点からいって、もっと弾力的に使いやすいトレイ、これを目指すべきではないかというふうに思います。

それから、トレイのところで、男子トイレに、今、乳幼児用おむつ交換台というのが、男子トイレにも必要ではないかと思うんですよね。男子で子供を抱えて来られる方もおられるわけですから、これについても検討をすべきではないかというふうに思います。

それから、更衣室なんですが、あれが更衣室ですかね、部長、市長。全く更衣室としての役割を果たしてないんではないかなと思っております。女子の更衣室もそうなんですが、スペースが小さくて、あそこで更衣室で着がえて業務に就労されているというのは何人おられるんでしょうか。男子の方は通勤で来て、更衣室で着がえて職務に入ると、そういうめり張りを持った、そのためにも更衣室の完備が必要なわけであります。そういう意味では、更衣室をもっと快適なものにすべきだということで提案をしているわけであります。

それから、ヘルメット、これはしないと。何でヘルメットをしないんかようわからんのですが、いざというときに少しでも災害を少なくすると、被害を少なくする ためにも、私は最小限度の措置として置くべきだというように思いますので、再検 討をすべきだと。 それから、庁舎内の案内ですね、これ迷路になっているということは、先ほども言いましたが、何で動線書けないんですか。その費用がもったないから動線を書かないんですか。庁舎から入って、ここへ行ったら市民課、ここへ行ったら年金課というふうに、それから南庁舎に行くのは、ここをずっと通って、あそこの教育委員会のところを通って行けば土木課、農業委員会、都市計画課へ行けますよというぐらいの動線を表示するのに、何でそれこだわるんですか。

この費用について幾ら見積もったことがあるのかどうか。そんな何十万もする、 何百万もするような要望じゃないと思うんですね。これはぜひ早期に動線を表示を すべきだというように思います。

それから、AEDの配備、考えがないと。全く何が自助・共助でしょうか。災害に対して万全を期す。そして、AEDで1人でも命が助かる。だから、北にあるから、そんな距離で何百メートルも離れてないから南に置く必要性ないんだということを言われるんですが、より近くにあれば、より早く処置ができるわけですから、このAEDの買うのがもったいないというんであれば、私はそれにはくみすることができないわけでありまして、これについても検討をすべきだと。

それから、自転車・単車置き場ですね、これについても東から入ったところ、ぜひ2カ所とは言いませんから、1カ所ぐらい、3メートルぐらいのひさしを設けて、そんな何十万もかかる工事じゃありません。市民サービス向上に期すべきだというふうに思いますが、市の再度の答弁をお願いをいたします。

ゼロ回答で、何もやる気ないんですが、こういう中芝市政であるということは、 市民の皆さんからどう思われるか。私は少しでも市民サービス、利便性の向上のた めに、あえて提案をしているわけですから、その1個でも2個でも実現をするとい う努力は、岩出市が持つべきだということを求めておきたいと思います。再度ご答 弁ください。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

16時ちょうどから再開いたします。

休憩 (15時43分)

再開 (16時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、トイレの数についてですが、これについては労働安全衛生法の規定に基づく基準を現在満たしております。それと、先ほどの答弁でも申し上げましたが、現在、トイレが一般市民の方が来られて並んでいるというふうな状況も見られませんので、これについては不足がないというふうに考えてございます。

あと、おむつ交換台を男子トイレにもつける必要があるのではないかということでございますが、庁舎1階の多目的トイレにはおむつ台が設置されてございます。これは男子、女子、特に性別による使用を制限されているものでもございませんので、市民の方が来られて、男性の方がそういったおむつ台を使用するという場合は、そちらのほうをご利用していただければと思います。

更衣室の問題については、これについては、今現状の場所をすぐにどうこうということはできませんので、これはまた引き続き現状のままで、現時点では考えてございます。

あと、ヘルメットですけども、来庁者用のヘルメットについてということでございますが、10個ほどということでございます。市の庁舎につきましては、耐震の構造にしておることもございますし、市役所に訪れていて、どの場所で災害に遭うかというのもわからない中で、例えば、その10個をどこに置くかというようなこともございます。でありますので、先ほどの運動をお勧めしているところです。

あと、来庁者用ヘルメット、これにつきましては、ご質問がありましたので、9 市に確認をしております。海南市においても、旧庁舎では設置をしていましたが、 新たな新庁舎には来庁者用のヘルメットは配備していないという回答をいただいて ございます。

それと、庁内内の案内で動線をなぜ書かないのかということでございます。これにつきましては、経費の問題でするしないという判断をしているわけではございません。来庁者の方が、確かに庁舎が複雑というご意見はいただいておりますので、できるだけその方の目線に入るようなところに表示をするようにという考えでしてございます。

それと、動線を引く場合、今度は動線の説明がどういうふうな形でするのかというのも非常に悩ましい問題もありますので、現在のところは動線ということは行っておりません。

それと、AEDのお話についてですが、南庁舎できているので、新たにそこにも 1つ設置をというお話でございます。AEDの設置位置につきましては、これは心 停止から5分以内に除細動可能な位置が望ましいということになってございます。 したがいまして、現在の位置でも南館まではこの時間内に十分対応が可能であると いうふうに考えてございます。

ひさしの件につきましては、おっしゃるように、来庁者へのサービスという面も ございますが、現時点では、今のところつけているところで十分対応できているの ではないかと考えてございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、今のところ、 雨よけの設置というのは考えてございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市庁舎の市民サービス向上、こんなことね、私は議員があえて言うこと じゃないんですよ。職員の皆さんで、これはこうしようと。こんなんしたら改善し たらいいやないかという発想がないところに僕は問題あると思うんですよ。幹部の 皆さんもそうですよ。市の職員も、これは市民サービスの一環として、こうしたら ええんやないかと、こういう提案あるんやないかと。このようにしていこうという 自発的な提案、発想というのが岩出市役所には現在ない。

私があえてこれ質問してもゼロ回答、全く市民の目線に立ってない。市民の立場に立ってない行政と言わざるを得ない。1つでも2つでも改善する意思はないということしかないんじゃないですか。あえて、そのことを申し上げておきます。これは答弁結構です。

- ○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。 続きまして、7番目の質問を願います。 尾和弘一議員。
- ○尾和議員 7番目、最後になりましたが、これは簡単な問題ですので、そんなに白熱した議論は必要ないと思うんですが、現在、森林環境税というのが、この岩出、和歌山県において、この税金は平成17年、名前は森林環境税ではないんですが、紀の国森づくり税として和歌山県において、日本で初めて条例化され、県民1人500円、法人へも課税して、現在、年収2億6,000万ぐらいが徴収されております。この使途については、私は否定するもんじゃありません。

森を再生して、次世代に引き継いでいく。こういう非常に森林環境の保全、自然環境を守っていくというこの趣旨については是とするものでありますが、今回、この税金が国において、これは森林環境税の全国導入として皆さんもご存じだと思うんですが、和歌山県を皮切りに、今現在、日本全国で、この統計は平成24年の資料

なのでちょっと若干古いんですが、33都道府県で500円から1,000円、これに類する 税金が賦課をされております。

今回、平成30年度の国の予算において、これを国において一律に徴収しようということで、森林環境税が徴収をされると。これは年額1,000円ということで時限立法ということであるんですが、環境税として平成36年度から課税しますよということになるらしいです。そうしますと、和歌山県民に対して500円と国の森林環境税として1,000円、1,500円が徴収され、市民の中から、懐から吸い上げられるということになるわけですが、私は、この際、和歌山県の紀の国森づくり税、これを時限立法でありますので、平成33年までに廃止をされると思うんですが、この件について、岩出市として、これが新しい森林環境税が創設されたときには、これを廃止をすべきだという提言を県のほうに上げていただきたいと、そのような趣旨で質問をさせていただいております。

それから、森林環境税とあわせて、この森林環境贈与税というのが、平成31年度から各市町村にお金が交付されます。それについて関連あるんですが、まず、先ほど申し上げました点について、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○吉本議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の7番目の質問について、お答えいたします。

現行制度である紀の国森づくり税と、新たに創設される予定の森林環境税が二重取りになるのではというご質問ですが、県に問い合わせたところ、森林環境税とは税の目的が異なることから、県民の理解が得られるよう市とのすみ分けを検討し、重複しないよう運用していくとのことでした。

しかし、現時点では、紀の国森づくり税の延長については未定という回答をいただいております。県に対して、この廃止を求めるべきではないかというご意見でございますが、紀の国森づくり税は県税でございますので、県で検討・議論されるべきものであると考えております。

また、森林環境税とは税の使途、目的も異なるということから、二重課税とは言えないと考えます。今後の動向を注視してまいりますが、県に対して条例廃止の申 し出というのは、市としては考えてございません。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長は二重取りやないかという、私はそういうことを言ってないんです

よ。同じようなものを県民税として500円払い、国にも1,000円徴収されて、その金は来年度から森林環境贈与税として200億円ですか、経過措置として、平成34年度から平成35年は300億円、この金が各市町村でまたおりてくるわけですよ。そういうことを考えると、重複しているんではないかと。こういう税制そのものについては、やはり岩出市が声を上げて、市民の負担を少しでも減らしていくということで、そのおりた金を今までに使っていた経費に、事業に回すべきだという考え方でありますので、それについてご答弁をください。

- ○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。 総務部長。
- ○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今のそれぞれの税の目的、使途ということでございますが、県の説明によれば、 紀の国森づくり税は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでい くことを目的として導入されたもので、森林整備のみならず、森林環境教育や次代 に残す森林保護など、県としてハード・ソフト両面から多面的な事業を行うために 税を徴収しているということです。

一方、今回、導入の検討がされております森林環境、これは温室効果ガスの排出 量削減目標の達成を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されることとなっており、市町村が、いわゆる森林の間伐整備などをする、 そういう事業に充てる財源ということになってございます。

したがいまして、森林環境税の使用については、紀の国森づくり税のように使用できる財源ではないということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。 以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。